

長崎県高等学校総合体育大会 弓道競技規則

1. 競技種目 近的競技 直径 36 センチ霰的
2. 競技種別 男女別
3. 競技種類 団体競技（5人立）および個人競技
- (1) 団体競技 監督1名 選手5名 補欠2名以内
- (2) 個人競技
- ① 団体競技に参加する高校は1団体5名以内で12射（4射3回）行射した選手
- ② 団体を構成できない高校は監督1名、選手4名以内で12射（4射3回）行射した選手
4. 競技方法 的中制 立射 順立 予選決勝方式
- (1) 団体競技
- ① 予選
- ア 団体60射（各選手4射3回）を行い、総的中数上位7団体を決勝進出とする
- イ ア)が同じ場合は団体5射（各選手1射）の競射を行い、順位を決定する
- ウ 同中による決勝進出決定の競射は、予選3立目に出場した選手およびその立順で行う
- ② 決勝
- ア 決勝はリーグ戦とし、対戦順番は「別表：県総体決勝リーグ表」の通りとする
- イ 団体20射（各自4射）を行い総的中数の多い団体を勝ちとする
- ウ 同中の場合は団体5射（各選手1射）の競射を行い、勝敗を決定する
- *競射の1本目は替矢を用いる（競射2本目以降は矢返しを行う）
- エ 順位決定は勝ち数の多い団体を上位とする
- オ エ)が同じ場合は決勝での総的中数（同中競射を除く）の多い団体を上位とする
- カ オ)が同じ場合は予選からの累計総的中数の多い団体を上位とする
- キ カ)が同じ場合は団体5射（各選手1射）の競射を行い、順位を決定する
- ク 同中による順位決定の競射は、最後の試合に出場した選手およびその立順で行う
- *選手は矢を1本持って入場し、残りの矢（4本）は監督が持つ（競射6本目からは矢返しを行う）
- (2) 個人競技
- ① 予選は各選手12射（4射3回）を行い、男子は9中以上および女子は8中以上の的中をもって決勝進出とする
- ② 団体競技出場者は予選12射の成績を個人競技の成績とする
- ③ 決勝は射詰競射により上位から順位を決定する
- ④ 男子9中以上および女子8中以上の選手が5名に満たない場合は、男子8中および女子7中の選手により残りの順位を決定する
- 例) 男子9中の選手が4名の場合→まず9中の4名で1～4位まで順位を決定し、その後に8中の選手から5位を決定する
5. 制限時間
- (1) 団体競技
- ① 進行委員の合図により始まり、最後の射手の最後の離れで終わる
- ② 行射制限時間は1立6分を限度とし、5分30秒で予鈴の合図を行う
- ③ 予鈴が鳴っても順立を崩してはならない
- ④ 時間内に射放たれない時は、その矢は失効する
- ⑤ 弦切れの場合は該当団体のみ1分延長する（弦切れの際の弦の張り替えは監督または介添が行う）
- (2) 個人競技
- 個人競技のみ出場する選手の行射は特に設けないが「弦音打起し」を原則とし、前立の者以前に矢を発射してはならない
6. 選手交代
- (1) 予選
- ① 選手交代は選手1名につき2回まで認める *従って交代退場した選手の再出場を認める
- ② 同一立における同一選手による2回の選手交代は認めない
- ③ ゼッケンは交換しない

- ④ 選手交代は原則として出場 30 分前までとし、所定の用紙で届け出なければならない
- ⑤ 招集点呼までに選手交代の届出がなされない場合は選手交代を認めない
- ⑥ 選手交代をした後に事故等が生じ、出場選手が欠場する場合は欠員のままとする
- ⑦ 立順の変更は認めない *ただし交代により結果的に立順が変わることは止むを得ないものとする

(2) 決勝

すべての立を独立した試合と見なし、選手の交代は招集点呼までに所定の用紙で届け出なければならない

7. 競技順序 *男女の順序は当該年度の全国総体に準じる

- (1) 男子または女子団体予選
- (2) 男子または女子個人予選
- (3) 男子または女子団体決勝進出決定
- (4) 男子または女子個人決勝（上位から順に決定）
- (5) 男子または女子決勝・団体順位決定

8. 決勝リーグの組合せおよび試合順

- (1) 試合順は別表の通りとする
- (2) 組合せは以下の通り抽選で決定する
 - ① 予選の総的中本数上位から抽選を行う
 - ② ①が同数の場合は団体立順の順番に抽選を行う
- (3) 決勝リーグは総当たり 1 回とする
- (4) 男女の各試合を交互に行う
- (5) 第 11 試合終了の後に休憩を行う

9. 招集および弓具等点検

- (1) 第 2 控で選手の招集点呼および弓具や服装、ゼッケン等の点検を行う
- (2) 第 2 控から第 1 控に移動する際に不在の選手は「その立」に限り失権とする

10. その他の競技規定

- (1) その他は「全国高等学校体育連盟弓道競技規則（必携）（以下、「必携」）」による
- (2) ただし「必携」が本規則と異なる場合は本規則を優先する

試合順 (午前)	第 1 射場	第 2 射場	試合順 (午後)	第 1 射場	第 2 射場
第 1 試合	A	B	第 12 試合	C	E
第 2 試合	C	D	第 13 試合	G	B
第 3 試合	E	F	第 14 試合	D	F
第 4 試合	G	A	第 15 試合	E	A
第 5 試合	B	C	第 16 試合	C	G
第 6 試合	D	E	第 17 試合	F	B
第 7 試合	G	F	第 18 試合	A	D
第 8 試合	A	C	第 19 試合	B	E
第 9 試合	B	D	第 20 試合	F	C
第 10 試合	E	G	第 21 試合	D	G
第 11 試合	F	A	別表「決勝リーグ表」		

付則

平成 6 年 6 月制定／平成 8 年 6 月改定／平成 1 2 年 6 月改定／平成 1 6 年 1 2 月改定／平成 1 8 年 1 月改定／平成 2 6 年 1 2 月改定／令和 2 年 3 月改定／令和 3 年 9 月改定